

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、児童手当(特例給付を含む。)に係る以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)又は第二項の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ●児童手当法第九条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ●児童手当法第十二条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当又は特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ●児童手当法第二十一条第一項若しくは第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ●児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ●児童手当法第二十八条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 ●児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	1 児童手当システム 2 宛名システム 3 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4 中間サーバ 5 サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、マイナポータル申請管理システム、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項及び別表第1の56の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第2条第2項及び第9条、公金受取口座登録法施行規則第2条第23号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 【情報照会】 ①番号法別表第二 74の項(地方税関係情報、住民票関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報) 75の項(年金給付関係情報) ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「命令」という。) 第40条(74の項に係るもの) 第40条の2(75の項に係るもの) 【情報提供】 ①番号法別表第二 26の項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務) 30の項(社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務) 87の項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務) 106の項(独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務) ②命令 第19条(26の項に係るもの) 第44条(87の項に係るもの) 第53条(106の項に係るもの)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	たつの市福祉部児童福祉課
②所属長の役職名	児童福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3203(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	たつの市役所 福祉部 児童福祉課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3153(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	公表日	平成27年12月18日	平成29年5月30日	事後	
平成29年5月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一項番56	①番号法第9条第1項及び別表第一項番56 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	根拠法令の記載漏れ
平成29年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	たつの市 健康福祉部 児童福祉課	たつの市 こども未来部 子育て支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成29年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	児童福祉課長 東元 千代子	子育て支援課長 東元 千代子	事後	機構改革に伴う変更
平成29年5月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	たつの市 健康福祉部 児童福祉課	たつの市 こども未来部 子育て支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成29年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成27年10月31日時点	平成29年4月30日時点	事後	
平成29年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成27年10月31日時点	平成29年4月30日時点	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要		(追加) ●児童手当法第二十一条第一項若しくは第二 項(同法附則第二条第三項において準用する 場合を含む。)の費用の支払の申出の受理、そ の申出に係る事実についての審査又はその申 出に対する応答に関する事務	事後	追記
平成30年6月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(追加) ●番号法第19条第7項 【情報照会】 ②第40条の2(項番75に係るもの)	事後	追記
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	たつの市 こども未来部 子育て支援課	たつの市 健康福祉部 児童福祉課	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 東元 千代子	児童福祉課長	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	たつの市 こども未来部 子育て支援課	たつの市 健康福祉部 児童福祉課	事後	
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成29年4月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成29年4月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	
令和1年5月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年5月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年5月20日	Ⅳリスク対策		様式追加	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ①番号法別表第二 26の項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務) 30の項(社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務) 87の項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務) ②命令 第19条(26の項に係るもの) 第44条(87の項に係るもの)	【情報提供】 ①番号法別表第二 26の項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務) 30の項(社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務) 87の項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務) 106の項(独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務) ②命令 第19条(26の項に係るもの) 第44条(87の項に係るもの) 第53条(106の項に係るもの)	事後	
令和2年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成31年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和2年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成31年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7項	○番号法第19条第8号	事後	評価の再実施 番号法の改正
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和2年4月30日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和2年4月30日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	Ⅳリスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	評価の再実施
令和4年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 【情報照会】 ①番号法別表第二 74の項(地方税関係情報又は住民票関係情報) 75の項(年金給付関係情報)	○番号法第19条第8号 【情報照会】 ①番号法別表第二 74の項(地方税関係情報、住民票関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報) 75の項(年金給付関係情報)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	たつの市 総務部 情報推進課	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和4年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		(追加) 5 サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、マイナポータル申請管理システム、申請管理システム	事後	
令和5年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		(追加) 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第2条第2項及び第9条、公金受取口座登録法施行規則第2条第31号	事後	
令和5年9月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	たつの市健康福祉部児童福祉課	たつの市福祉部児童福祉課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和5年9月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	たつの市役所 健康福祉部 児童福祉課	たつの市役所 福祉部 児童福祉課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	